

入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1. 改正の概要

「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金」に関する条文の整理を行うもの。

- ① 新型コロナウイルス感染症の定義の改正
- ② 支給基準等の変更は無し。
- ③ 施行日は、公布の日とする。
- ④ 令和3年6月議会に上程予定。

2. 改正内容

入間市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という</u>_____。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>

3. 改正の事由

- ①「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正
 - ・ 同法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」の定義に、新型コロナウイルス感染症が追加され、法的に位置付けされた。
- ②「新型インフルエンザ等対策特別措置法」附則第1条の2の削除
 - ・ 新型コロナウイルス感染症として「みなして」法の規定を適用していたが①の改正に伴い、この附則第1条の2は不要となったため削除された。

【参 考】

1. 傷病手当金に関する「入間市国民健康保険条例」及び「入間市国民健康保険に関する規則」の改正の沿革

- ①傷病手当金の支給開始（令和2年5月1日 条例改正）
- ②支給適用期間
 - 「令和2年1月1日から令和2年 9月30日まで」（当初）
 - 「令和2年12月31日まで」（令和2年9月3日 規則改正）
 - 「令和3年1月31日まで」（令和2年12月24日 規則改正）
 - 「令和3年6月30日まで」（令和3年3月3日 規則改正）
- ③今回、新型コロナウイルス感染症の定義の改正（令和3年6月議会）

2. 近隣市における新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給状況

	令和2年12月31日現在		令和3年3月31日現在		令和3年4月末日現在	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
所 沢 市	5件	608,946円	13件	1,244,518円	13件	1,244,518円
飯 能 市	1件	14,880円	1件	14,880円	1件	14,880円
狭 山 市	3件	431,403円	3件	431,403円	3件	431,403円
日 高 市	2件	54,192円	3件	102,262円	3件	102,262円
入 間 市	2件	195,600円	2件	195,600円	(1件) 3件	(33,271円) 228,871円